

改正

令和4年4月22日第04—30号

関西医科大学学位規程大学院看護学研究科施行細則

(目的)

第1条 本細則は、関西医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）第16条の規定に基づき、大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）における学位の申請及び審査について、必要な事項を定める。

(研究計画書の提出及び審査)

第2条 学位規程第3条第2項の規定により、修士（看護学）又は博士（看護学）の学位を得ようとする者は、学位論文の着手にあたり前もって学位論文研究計画書を作成し本研究科研究計画審査委員会に提出のうえ審査を受け、大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）で承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、修士（看護学）又は博士（看護学）の学位を得ようとする者で博士前期課程における研究者コース以外のコースに所属する者は、学位論文の着手にあたり前もって学位論文研究計画書を作成し指導教員の承認を得なければならない。この場合、本研究科研究計画審査委員会での審査及び研究科委員会での承認は免除する。

3 第1項に定める研究計画審査委員会の審査委員に関する事項については、別に定める。

(研究倫理審査の受審)

第2条の2 修士（看護学）又は博士（看護学）の学位を得ようとする者は、前条に規定する手続き完了後、本学の医学倫理審査委員会又は附属病院研究倫理審査委員会において研究倫理審査を受審し、承認を得なければならない。

2 その他研究倫理審査の受審に関することは、別に定める。

(学位の申請)

第3条 学位規程第3条第2項の規定により、修士（看護学）の学位を得ようとする者は、次の各号に定める書類に所定の学位論文審査料を添え、主指導教員の認印を受けた上で学長に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書 1通
- (2) 学位論文（主論文・論文要旨含む） 4部
- (3) 倫理審査結果通知書 1通
- (4) 単位修得証明書（又は単位修得見込証明書） 1通
- (5) その他本学が必要とする書類

2 学位規程第3条第2項の規定により、博士（看護学）の学位を得ようとする者は、次の各号に定める書類に所定の学位論文審査料を添え、主指導教員の認印を受けた上で学長に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書 1通
- (2) 学位論文（主論文・論文要旨含む） 5部
- (3) 副論文 5部
- (4) 倫理審査結果通知書 1通
- (5) 単位修得証明書（又は単位修得見込証明書） 1通
- (6) その他本学が必要とする書類

3 前二項に定める事項のほか、学位申請に必要な事項は、別に定める。

(審査)

第4条 学位論文の審査は、学位規程第6条の規定に基づく審査委員会が行う。

2 審査委員会は、研究科委員会において選出された審査委員をもって組織する。

3 審査委員会が行う論文審査及び試験並びに試問は、学位規程第7条に基づき実施する。

4 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び試問が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験及び試問の成績に学位授与に値するかどうかの意見書を添え、研究科委員会に報告しなければならない。

5 第2項に示す審査委員に関することは、別に定める。

(論文の審査料)

第5条 学位申請書に添えて提出する審査料は、博士前期課程10,000円、博士後期課程30,000円とする。

(細則の改廃)

第6条 本細則の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

本細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月22日第04—30号)

本細則は、令和4年4月1日から施行する。